

3 定款変更の手続き

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）

また、定款変更の手続きには、所轄庁の認証が必要な場合と、所轄庁への届出が必要な場合（認証を受ける必要がない場合）があります。それぞれ手続きが異なりますので注意してください。

定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じません。（ただし、届出で足りる事項の変更を除きます。）

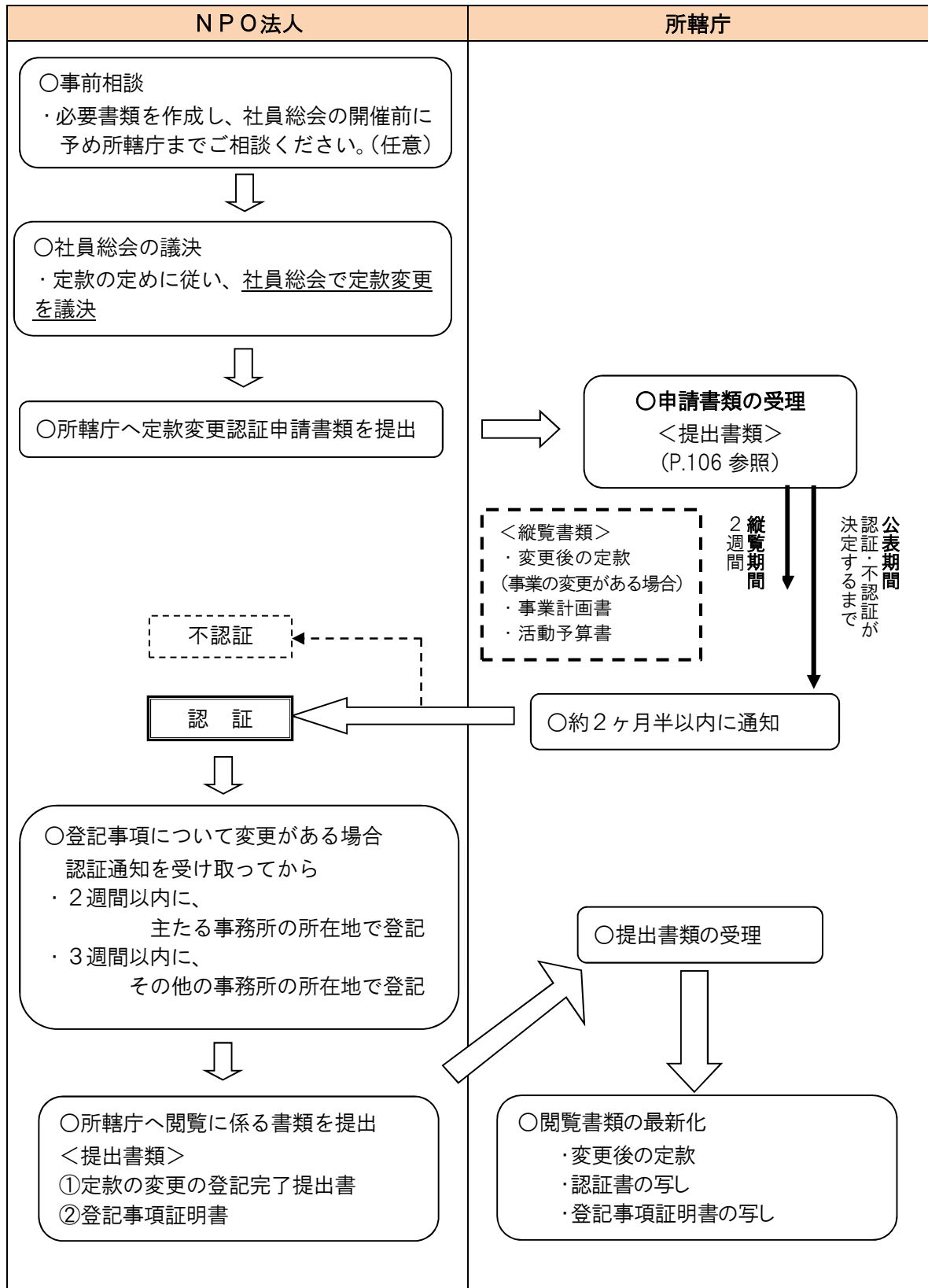
所轄庁の認証が必要な変更事項	所轄庁へ届出が必要な変更事項
① 目的	① 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
② 名称	② 役員の数に関する事項
③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	③ 資産に関する事項
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）	④ 会計に関する事項
⑤ 社員の資格の得喪に関する事項	⑤ 事業年度
⑥ 役員に関する事項 （役員の数に係るものを除く）	⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
⑦ 会議に関する事項	⑦ 公告の方法
⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項	⑧ その他認証を受けなければいけない事項以外の事項
⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）	
⑩ 定款の変更に関する事項	

※認証に関する事項と届出に関する事項の両方がある場合、認証申請書で一括することも可能です。

しかし、この場合は届出で足りる事項についても認証後でなければ効力を発することはできませんのでご注意ください。

1. 所轄庁の認証が必要な場合

(1) 手続の流れ



(2) 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

(3) 所轄庁への申請

① 【所轄庁変更を伴わない場合】

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	縦覧	部数	参照P
1	定款変更認証申請書	第5号		1	108~109
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本 (コピー)	任意		1	110
3	変更後の定款	〃	○	2	—
<特定非営利活動の種類及び事業並びにその他事業を変更する場合のみ提出>					
4	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	任意	○	2	—
5	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	〃	○	2	—

* 「定款変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日です。

② 【所轄庁変更を伴う場合】

所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出することとなります。(法 26①)

なお、様式及び書類の提出部数は変更後の所轄庁のものとなりますので、変更後の所轄庁にお問合せください。

◆ 岡山市から他の所轄庁へ変更を伴う定款変更

- (ア) 岡山市内の事務所を全部廃し他県に事務所を置く場合 (岡山市→他県)
- (イ) 岡山市の事務所を廃し市外に事務所を置く場合 (岡山市→岡山県)
- (ウ) 岡山市の事務所はそのままで、市外に事務所を置く場合 (岡山市→岡山県)
- (エ) 主たる事務所を県外に移す場合 (岡山市→他県)

◆ 他の所轄庁から岡山市へ変更をともなう定款変更

申請にあたっては、(3) ①の1～5の書類に加えて次のものが必要です。

	提出書類等	様式		部数	参照P
6	役員名簿	任意		1	102
7	確認書	〃		1	111
8	前事業年度の事業報告書（直近のもの）*	〃		1	75
9	前事業年度の活動計算書（直近のもの）*	〃		1	76～79
10	前事業年度の貸借対照表（直近のもの）*	〃		1	80
11	前事業年度の財産目録（直近のもの）*	〃		1	84
12	年間役員名簿	〃		1	88
13	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	〃		1	89
* 設立後、8～13の書類が作成されるまでの間は、次の書類に代える。					
14	設立申請時の事業計画書	任意		1	48
15	設立申請時の活動予算書	任意		1	49～56
16	設立の時の財産目録	任意		1	60

(1) 縦覧期間中の補正

提出書類に不備があるときは、その不備が軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を提出した日から1週間に満たない場合に限りです）。補正書に補正後の提出書類を添付して提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	補正書	第2号		1	57
2	補正後の書類			2	

(2) 定款変更後に提出する書類

登記事項に変更があった場合には、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	定款の変更の登記完了提出書	第7号		1	115
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

定款変更届出書と様式を間違えないように注意！
認証が必要な事項の変更はこちら。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

設立の認証申請の場合と同様に、2週間の縦覧を経て、申請書受理から2ヶ月半以内に所轄庁が認証又は不認証の決定を行いますので、注意してください。

記

変更する時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

- 1 変更の内容 定款第5条の特定非営利活動に係る事業の、物資無償運送事業を福祉有償運送事業へ変更する。新旧対照表は別紙のとおり。
- 2 変更の理由 地域のニーズに対応するため、福祉有償運送事業を行うこととしたため。

- 1 定款を変更する場合は、定款の定めにより社員総会を開き、変更事項について議決してください。
- 2 定款変更認証申請書を所轄庁へ提出してください。（所轄庁変更を伴わない場合）
提出の際は、添付書類を確認してください。
 - ・社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）
 - ・変更後の定款（2部）※特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事業に関する事項について定款変更を行う場合
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）
- 3 登記事項に変更が生じた場合には、認証決定の後に、事務所を管轄する法務局で変更登記を行う必要があります。

(別紙)

変更後の定款
と一致させる

現行の定款と
一致させる

定款の新旧対照表

新	旧
(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>福祉有償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>物資無償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業

新旧共に変更箇所にアンダーラインを引く

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- ③ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。
- ④ 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（1部）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動計算書及び法第35条第1項の財産目録）

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日時 年 月 日 時～ 時
- 2 場所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
- 3 社員総数及び出席者数 総数〇名 出席者〇名（うち書面表決者数 名）
- 4 審議事項
 - (1) 議長選任の件
 - (2) 議事録署名人の選任の件
 - (3) 定款変更に関する件
 - (4) ××に関する件
 - (5) 令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画並びに活動予算について（特定非営利活動の種類及び事業並びにその他事業を変更する場合）
 - (6)
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長に〇〇〇〇が満場一致で選出された。
 - (2) 議長より、議事録署名人として〇〇〇〇、〇〇〇〇を選任したいとの提案があり、承認された。
 - (3) 〇〇〇〇より、別紙定款変更の提案があり、. . . . 満場一致で可決された。併せて. . . . 。
 - (4) 〇〇〇〇より、××の件について説明があり.。
 - (5) 〇〇〇〇より、令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画及び事業会計ごとの活動予算について提案があり、満場一致で可決された。
 - (6)

以上、この議事録が正確であることを証します。

【注意】

法人の定款に規定している議事録の作成方法を確認すること。

（標準定款では、第 30 条第 2 項（P 35）で規定）

署名＝自署

記名押印＝パソコン浄書等＋押印

年 月 日

議 長 (印)

議事録署名人 (印)

同 (印)

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 3には、書面表決者又は表決委任者があつては、その数を付記する。
- ③ 原本は法人で保管する。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、年 月 日に開催された社員総会において確認しました。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

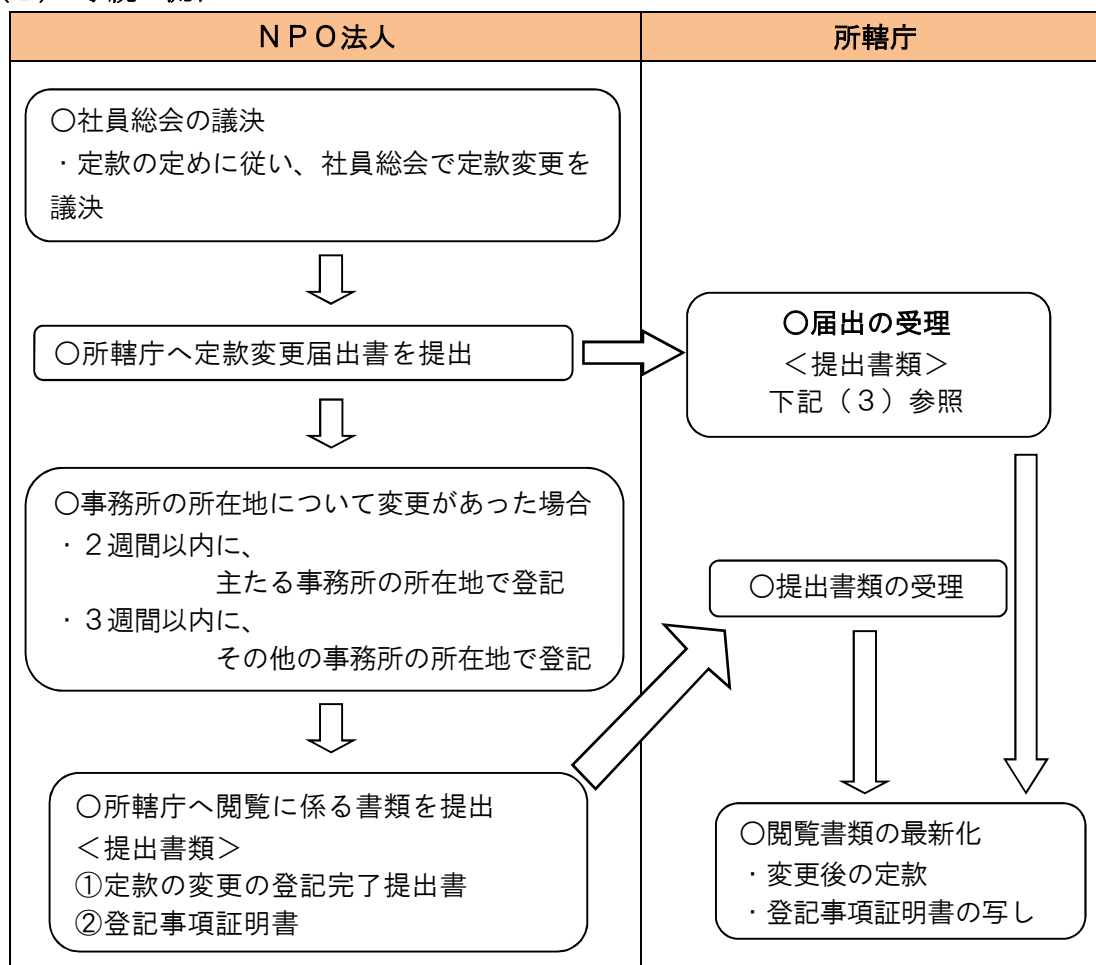
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

【留意点】

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2. 所轄庁へ届出が必要な場合

(1) 手続の流れ



(2) 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

(3) 所轄庁への届出

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	定款変更届出書	第6号	1	114
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本 (コピー)	任意	1	110
3	変更後の定款	"	2	—

(4) 事務所の所在地の変更に係る登記の変更後に提出する書類

事務所の所在地の変更があった場合には、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に登記を行う必要があります。

登記事項の変更後、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	定款の変更の登記完了提出書	第7号		1	115
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

記載例 定款変更届出書

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

定款変更認証申請書と様式を間違えないように注意！届出で足りる事項の変更はこちら。

特定非営利活動法人〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款変更届出書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容 主たる事務所の所在地を変更する。
変更した時期 令和△年△月△日

条文の新旧対照表を記載する。別紙にしてもよい。

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市△町△丁目△番△号に置く。

- 2 変更の理由 当法人の新施設完成による事務所の移転。

- 1 定款を変更する場合は、定款の定めにより社員総会を開き、変更事項について議決してください。
2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部添付すること。
3 登記事項に変更があった場合は、事務所を管轄する法務局で変更登記をする必要があります。

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
② 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

記載例 定款の変更の登記完了提出書（法第 25 条第 7 項関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

岡山市長 様

年 月 日

提出の日

特定非営利活動法人〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 7 項の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この提出書には、登記事項証明書 2 部（うち写し 1 部）を添付すること。